

# 義務化された政治資金監査人制度

## 収入は対象外 専門性不要

09年の政治資金収支報告書が11月中旬に公開される。09年分、国会議員関係の政治団体に登録政治資金監査人による監査が義務づけられたが、収入面は対象外など問題点も指摘される。実際に監査人を務める公認会計士や税理士からは制度の不備を指摘する声も出ている。

【曾田拓】

監査人の業務は、収支報告書や会計帳簿の数字が合っているか、という点に限定される。必要ない。極端に言くとどまる。収入は、例えば、誰にでもできる対象外で、支出については、20団体以上を監査しても個別の支払いが団体の活動に関して妥当かどうかというチェックも求められていない。

### 月内に報告書公開

事務所の資料には、作業に2〜5日かかる」と記載してあるが「実際には1日あれば十分」という。今年、解散団体の監査を依頼された東京都内の税理士は、総務省の研修で「政治団体の監査する際、翌年への繰越額と預金残高とが一致しているかを確認する必要はない」と知

算を見る場合と、この間にある税理士や会計士に監査を依頼するに違つとは。収入も見る必要がないなら、ケースがあると聞く。欠陥のある制度と言わなくても仕方ない」と首

また、別の問題点を指摘する。総務省によると、政治資金規正法で監査人の登録できないのは、その団体の代表、会計責任者、か「その団体の役員や配偶者」

また、別の問題点を指摘する。総務省によると、政治資金規正法で監査人の登録できないのは、その団体の代表、会計責任者、か「その団体の役員や配偶者」

また、別の問題点を指摘する。総務省によると、政治資金規正法で監査人の登録できないのは、その団体の代表、会計責任者、か「その団体の役員や配偶者」

また、別の問題点を指摘する。総務省によると、政治資金規正法で監査人の登録できないのは、その団体の代表、会計責任者、か「その団体の役員や配偶者」

## 帳簿と数字とええ合ええば

登録政治資金監査人  
07年の政治資金規正法改正で導入された。事前に総務省の政治資金適正化委員会の研修を受けた公認会計士、弁護士、税理士が登録、国会議員に所属する政治団体の監査を行う。適正委によると、登録者数は10月22日現在で3777人で、監査対象となる国会議員関係政治団体は3437(09年末現在)に上る。

成に携わっていても、うち7割以上が複数団体に該当しなければ、監査人としての資格を認めない。富崎隆・駒沢大教授

総務省の今年4〜6月の調査でも、回答しないよりはあった方がよいが、過度に期待はできない。国会に独立した監査機関を設けた5月までに「監査をしていない」と回答。監査を行った530人のうち、

また、別の問題点を指摘する。総務省によると、政治資金規正法で監査人の登録できないのは、その団体の代表、会計責任者、か「その団体の役員や配偶者」